

府中市次世代育成支援行動計画検討協議会設置要綱

(設置)

第1 次世代育成支援対策推進法に基づき次世代育成支援行動計画を策定するため、府中市次世代育成支援行動計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- (8) その他次世代育成支援施策及び行動計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員 16 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 社会福祉協議会の代表者 1人
- (3) 私立幼稚園協会の代表者 1人
- (4) 私立保育園長会の代表者 1人
- (5) P T A 連合会の代表者 1人
- (6) 府中市立小学校の校長の代表者 1人
- (7) 民生委員・児童委員協議会の代表者 1人
- (8) ファミリーサポートサプリーダー 1人
- (9) 子育てボランティア 1人
- (10) 子ども家庭支援センター「しらとり」代表者 1人
- (11) 子育てに関するNPO法人の代表者 2人
- (12) 公募市民 2人以内
- (13) その他市長が必要と認める者 2人以内

(任期)

第4 協議会の委員の任期は、第3の規定により市長の依頼を受けた日から平成17年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、子育て支援本部子育て支援課において処理するものとする。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか協議会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。